

氏 名 内海 友加利
学位の種類 博士（ 障害科学 ）
学位記番号 博甲第 9113 号
学位授与年月 平成 31年 3月 25日
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
審査研究科 人間総合科学研究科
学位論文題目 肢体不自由特別支援学校における教師の協働に基づく現職
研修プログラムの実施と効果

—若手教師の自立活動の指導に関する専門性向上に焦点をあてて—

主	査	筑波大学教授	博士（教育学）	安藤 隆男
副	査	筑波大学准教授	博士（教育学）	小林 秀之
副	査	筑波大学准教授	博士（障害科学）	米田 宏樹
副	査	筑波大学教授	博士（教育学）	片平 克弘

論文の内容の要旨

内海友加利氏の博士学位論文は、肢体不自由特別支援学校における自立活動の指導に係る若手教師の専門性向上に焦点をあて、教師の協働に基づく現職研修プログラムの実施とその効果を検討するものである。その要旨は以下のとおりである。

（目的）

著者は、インクルーシブ教育システム下における特別支援教育の推進、とりわけ地域の特別支援教育のセンター的役割を担う特別支援学校での自立活動の指導の充実が喫緊の課題であるとしている。本論文では、まず、教育課程上あるいは教育実践上において積極的に自立活動を取り入れてきた肢体不自由特別支援学校に着目し、導入の背景となった要因を児童生徒の障害の重度・重複化の視座から整理するとともに、自立活動に係る整備過程を歴史的に考究している。加えて、児童生徒の障害の重度・重複化等による教育課題の複雑化に直面する肢体不自由特別支援学校では、教師の協働に基づく課題解決が行われてきたことから、教育学分野における教師の専門性の議論を踏まえ、現職研修における教師の協働性に関わる専門性の意義とその確保の必要性を指摘している。これらの問題意識を背景として、本論文の目的は、肢体不自由特別支援学校における自立活動の指導に係る教師の専門性を分析的に明らかにし、得られた知見を踏まえた教師の協働に基づく現職研修プログラムを実施し、その効果を検討したものである。

本論文は、序論、本論、結論から構成している。本論は、現職研修プログラムの作成に資する知見を得る研究群（研究1、研究2、研究3）と、現職研修プログラムの実施と効果に関する研究群（研究4、研究5-1、研究5-2）の2つから構成している。

(方法)

本論各研究の対象と方法は次のとおりとなっている。

前者の研究群では、自立活動の指導において教師に求められる専門性を取り上げている。研究 1 は、自立活動の指導において教師に求められる専門性の構造を探索的に明らかにするために、自治体 A の肢体不自由特別支援学校の教師 357 名を対象に、質問紙調査を実施している。専門性の構造は因子分析により探索している。研究 2 は、研究 1 と対象者及び手続きは同じである。先行研究を参考にした協働状況項目の因子分析により抽出した因子と、特別支援学校での教職経験年数を独立変数に、研究 1 で得られた専門性の因子を従属変数とした因果モデルを仮定し、パス解析を用いて検証している。研究 3 は個業性と協働性に着目して、教師のキャリア・ステージにおける専門性に対する認識の転換を検討するため、ベテラン教師 8 名を対象に半構造化面接を行っている。得られた逐語録は、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチにより分析している。

後者の研究群では、授業過程における教師の協働に基づく現職研修プログラムの実施とその効果を取り上げている。研究 4 は、自治体 A の B 特別支援学校の初任者が受講する校内研修に係る資料等を、教育委員会の規定等に基づき、内容、形態、指導者、対象者の観点から整理分析している。研究 5 は、授業のデザイン段階における教師の協働に基づく研修プログラムである研究 5-1 と、授業の実施、評価段階における教師の協働に基づく研修プログラムである研究 5-2 から構成している。研究 5-1 は、B 校の教師 78 名を対象に、子どもの実態に関する分有情報の収集、情報の収束、実態把握図の作成、課題の抽出、指導目標・内容の設定の 5 つの段階からなる個別の指導計画作成の研修プログラムを実施し、質問紙調査及び若手教師 8 名とベテラン教師 6 名を対象とした面接調査によりその効果を明らかにしている。研究 5-2 は、授業の実施段階における教師の協働に基づく研修として、ティーム・ティーチングを取り上げている。教師の意思決定論モデルに基づき、授業者の意思決定過程を分析し、得られたデータを授業者にフィードバックして次時の授業改善に資するものである。B 校小学部で自立活動の指導を行う教師 2 名を対象としている。

(結果)

前者の研究群における各研究の結果は次のとおりである。研究 1 では、探索的因子分析の結果、教師に求められる専門性として、「指導の基盤となる子どもの身体の状態に関する理解」「個別の指導計画作成プロセスの取り組み」「PDCA サイクルを前提とした自立活動の考え方の理解」の 3 因子を抽出し、各因子の内的一貫性を確認している。研究 2 では、協働状況項目を用いた探索的因子分析の結果、「自立活動の指導に関わる協働」「学校教育活動全体を通じた協働」の 2 因子構造を得た。パス解析の結果、各適合度指数は高くモデルは高い適合度が確認された。教師に求められる専門性の各因子には、外部専門家や同僚教師との関係性、自立活動に関する構成要素間の関連性が基盤にあると考察している。研究 3 では、専門性に対する教師の認識の重みづけは、キャリアを積むにつれて概ね個業性から協働性へと転換していること、複雑化する学校教育課題に向き合うためにティーム・アプローチの重要が示唆されている。

後者の研究群における各研究の結果は、次のとおりである。研究 4 では、B 校の初任者が受講する校内研修を分析した結果、多様な教師を研修講師とする一方、形態として講話が中心となる現状を明らかにするとともに、得られた知見から研修プログラムの作成上考慮すべき要件として、授業過程の課題を取り上げること（何を）、日常的に課題解決に向き合う教師グループを対象とすること（誰を）、実習形式によること（どのように）の 3 つの要件を取り入れる必要性を指摘している。これらの要件を踏まえた研究 5-1 では、質問紙調査の結果から、日常的に課題解決に向き合う学級担任教師グループを対象として実施したことの評価が最も高かった。面接調査の結果、教師の教職経験を問わず、複数教師で話し合うことで多角的な視点から実態把握が行えたこと、情報を可視化し整理することで対象児の理解が深まったことを指摘している。若手教師にとっては、児童に関わりのある教師間により実践的に取り組むことが自らの学びとなったとされた。研究 5-2 では、第 1 回の授業を意思決定論的アプローチにより分析し、授業の展開において各授業者の意思決定が共有されていないことを指摘している。授業デザインと実施とのズレを修正するため、授業者間のコミュニケーション方法が修正され、第 2 回授業では新たな手続きにより、授業者間でそれぞれの意思決定プロセスを共有し、授業が改善されたとしている。

(考察)

著者は、肢体不自由特別支援学校の自立活動の指導において、教師に求められる専門性の構造とそれに及ぼす要因を分析し、教師の協働が各専門性因子に影響を及ぼしていることを明らかにしている。ベテラン教師の語りからは、教職キャリアの初期段階では自らの専門性の向上、つまり個業的な活動に取り組みつつ同僚教師の影響を受ける中で、協働に基づく専門性の必要性へと認識の転換がなされることを示唆した。このことから教職経験の浅い若手教師にとっては、同僚教師との協働に基づく研修プログラムの構築の必要性が指摘された。

日常的に課題解決に向き合う教師グループを対象に、授業の過程の課題を、実習形式により現職研修プログラムが実施された。研究 5-1 では授業デザインに関わることとして個別の指導計画作成を、研究 5-2 では授業実施に関わることとしてティーム・ティーチングの授業を取り上げた。その結果、これらの要件に基づく現職研修プログラムは、個別の指導計画作成の先行要件となる実態把握の新たな視点の獲得や、授業実施段階での授業者間のコミュニケーションスキルの向上、効果的な集団意思決定の方略獲得に寄与することを指摘している。

審査の結果の要旨

(批評)

2017 年 3 月告示の小学校学習指導要領等では、障害のある児童に対して特別支援学校小学部・中学部学習指導要領等に規定される自立活動を取り入れ、あわせて個別の指導計画の作成と活用を明記した。地域における特別支援教育のセンター的役割を担った特別支援学校は、個別の指導計画作成に基づく自立活動の指導の専門性の一層の向上が求められることとなった。本論文は、肢体不自由特別支援学校の自立活動の指導における教師の専門性に関わる基礎的な知見を得るとともに、これを根拠とした現職研修プログラムの実施とその効果を論究するものである。今日、教師の年齢構成において若手教師の存在が注目され、また専門性の議論において教師の協働性への学術的関心が高まる中で、自立活動において指導の困難さが指摘される若手教師に着目し、教師の協働に基づく現職研修プログラムを、授業のデザイン段階及び実施段階において提起し実践することとその効果を検討したところに本論文のオリジナリティを見出すことができる。得られた知見は、特別支援学校における自立活動の指導の質の向上はもとより、小学校等における特別支援教育の質の確保を考究する資料を提供するものである。

平成 31 年 1 月 10 日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（障害科学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。